

【平成 28 事務年度における法人税等の調査事績について 正誤表】

訂正箇所	正	誤																																
<p>平成 28 事務年度における法人税等の調査事績について</p> <p>Ⅲ 源泉所得税等の調査事績の状況</p>	<p>平成28事務年度においては、<b>2,778</b>件（対前年比<b>111.6</b>%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施した。 このうち、非違があったものは670件（同102.4%）で、その追徴税額は3億89百万円と、前事務年度（3億90百万円）と同程度である。</p> <p>表5 源泉所得税の実地調査の状況</p> <table border="1" data-bbox="394 435 1161 597"> <thead> <tr> <th></th> <th>27事務年度</th> <th>28事務年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地調査件数</td> <td>2,489件</td> <td>2,778件</td> <td>111.6%</td> </tr> <tr> <td>非違のあった件数</td> <td>654件</td> <td>670件</td> <td>102.4%</td> </tr> <tr> <td>調査による追徴税額</td> <td>390百万円</td> <td>389百万円</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成25年1月1日以後に生じる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれている。 2 追徴税額には加算税額を含む。</p>		27事務年度	28事務年度	対前年比	実地調査件数	2,489件	2,778件	111.6%	非違のあった件数	654件	670件	102.4%	調査による追徴税額	390百万円	389百万円	99.7%	<p>平成28事務年度においては、<b>2,802</b>件（対前年比<b>112.3</b>%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施した。 このうち、非違があったものは670件（同102.4%）で、その追徴税額は3億89百万円と、前事務年度（3億90百万円）と同程度である。</p> <p>表5 源泉所得税の実地調査の状況</p> <table border="1" data-bbox="1186 435 1950 597"> <thead> <tr> <th></th> <th>27事務年度</th> <th>28事務年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地調査件数</td> <td>2,494件</td> <td>2,802件</td> <td>112.3%</td> </tr> <tr> <td>非違のあった件数</td> <td>654件</td> <td>670件</td> <td>102.4%</td> </tr> <tr> <td>調査による追徴税額</td> <td>390百万円</td> <td>389百万円</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成25年1月1日以後に生じる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれている。 2 追徴税額には加算税額を含む。</p>		27事務年度	28事務年度	対前年比	実地調査件数	2,494件	2,802件	112.3%	非違のあった件数	654件	670件	102.4%	調査による追徴税額	390百万円	389百万円	99.7%
	27事務年度	28事務年度	対前年比																															
実地調査件数	2,489件	2,778件	111.6%																															
非違のあった件数	654件	670件	102.4%																															
調査による追徴税額	390百万円	389百万円	99.7%																															
	27事務年度	28事務年度	対前年比																															
実地調査件数	2,494件	2,802件	112.3%																															
非違のあった件数	654件	670件	102.4%																															
調査による追徴税額	390百万円	389百万円	99.7%																															

※下線部が訂正箇所である。